

**令和3年度東京都税制調査会  
第3回 小委員会**

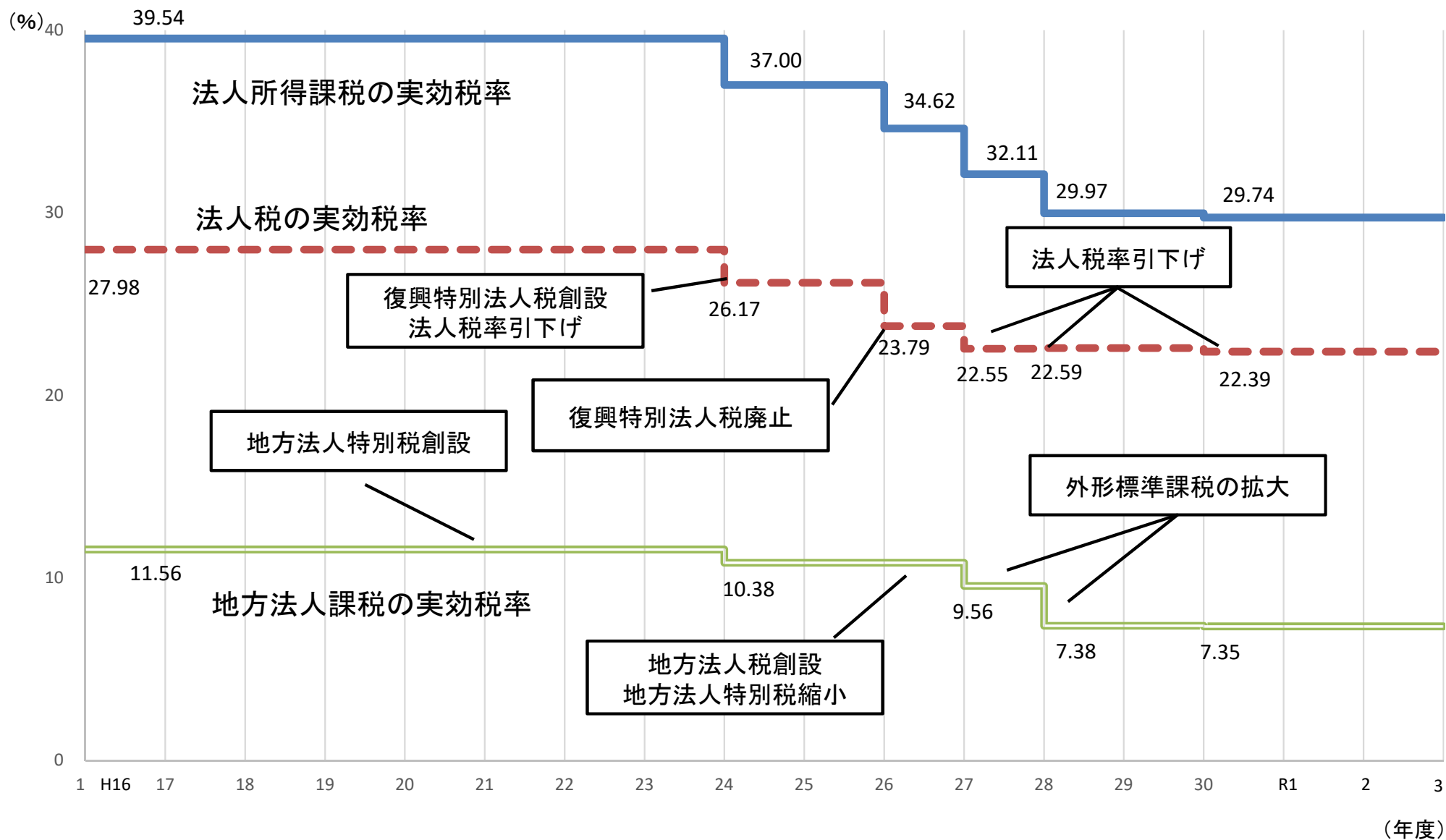
**「地方法人課税等をめぐる課題への対応」**

**令和3年8月26日**

## 「地方法人課税等をめぐる課題への対応」 目次

資 料 名	頁
法人実効税率の推移	1
地方法人税の創設及び法人住民税法人税割の交付税原資化の概要	2
「特別法人事業税」「特別法人事業譲与税」のイメージ	3
法人事業税・法人住民税の偏在度（東京都シェア）の推移	4
過去の答申（税源の偏在是正）	5
法人事業税における分割基準の改正経緯	6
過去の答申（分割基準のあり方）	7
外形標準課税の概要	8
減資企業の増加	9
過去の答申（法人事業税の外形標準課税）	10
地方消費税の諸課題	11
過去の答申（消費課税）	12
財源調整措置等による影響額	13
「ふるさと納税」に係る控除の適用状況の推移（個人住民税）	14
「ふるさと納税」による控除額（地方団体別）	15
「ふるさと納税」による控除額（都内区市町村別）	16
過去の答申（ふるさと納税）	17
個人事業税の法定業種	18
平成29年度答申以降の状況	19
過去の答申（個人事業税）	20
過去の答申（課税自主権）	21

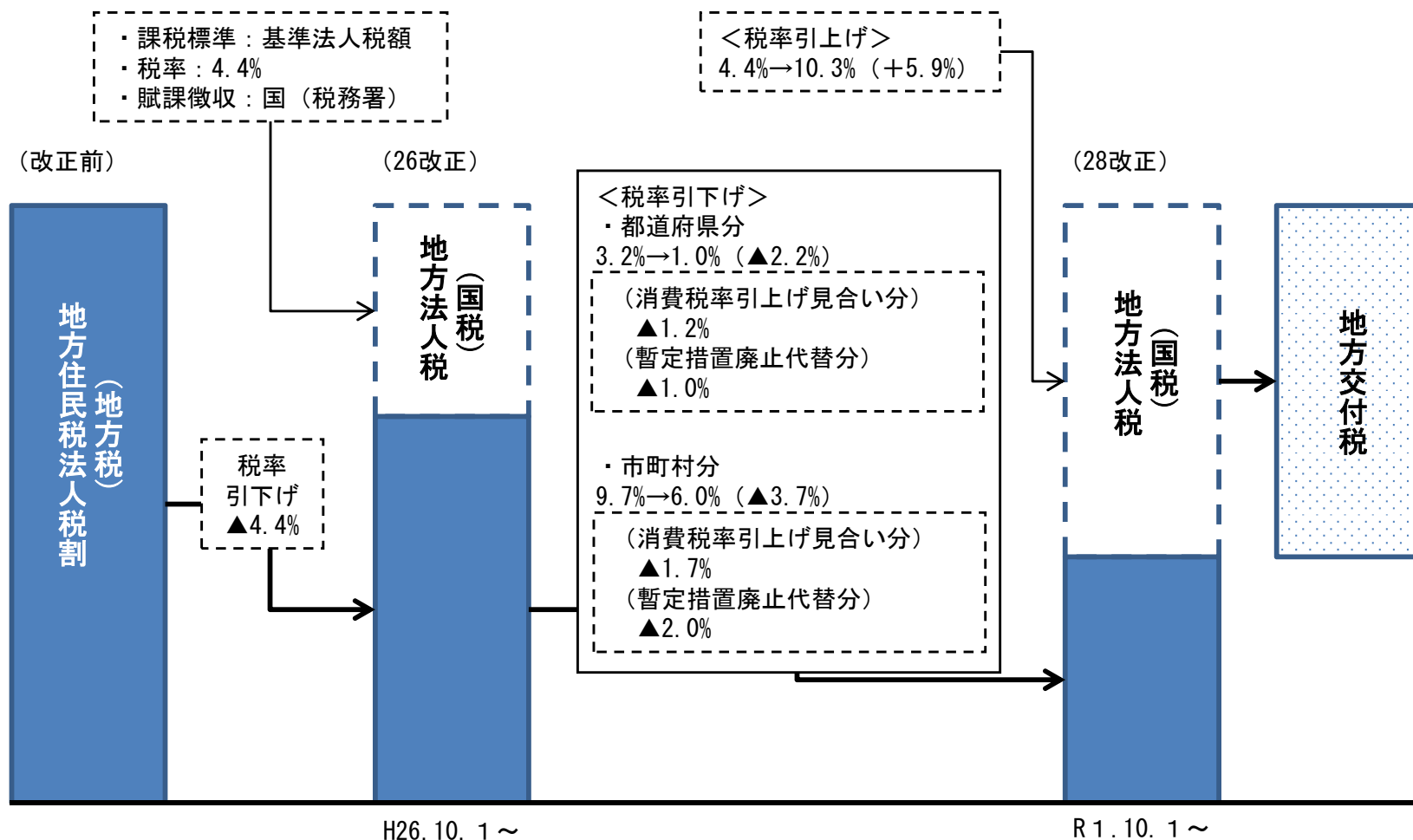
# 法人実効税率の推移



- 注1 標準税率適用法人における法人所得課税の実効税率である。
- 注2 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整している。
- 注3 地方法人課税の実効税率は、資本金1億円超の法人にかかる法人住民税法人税割（道府県分+市町村分）、法人事業税所得割の税率を合計したものである。なお、平成20年度以降は地方法人特別税を、平成26年度以降は地方法人税を含めた税率を表記している。
- 注4 平成24年度及び25年度の法人税は、復興特別法人税を含む。

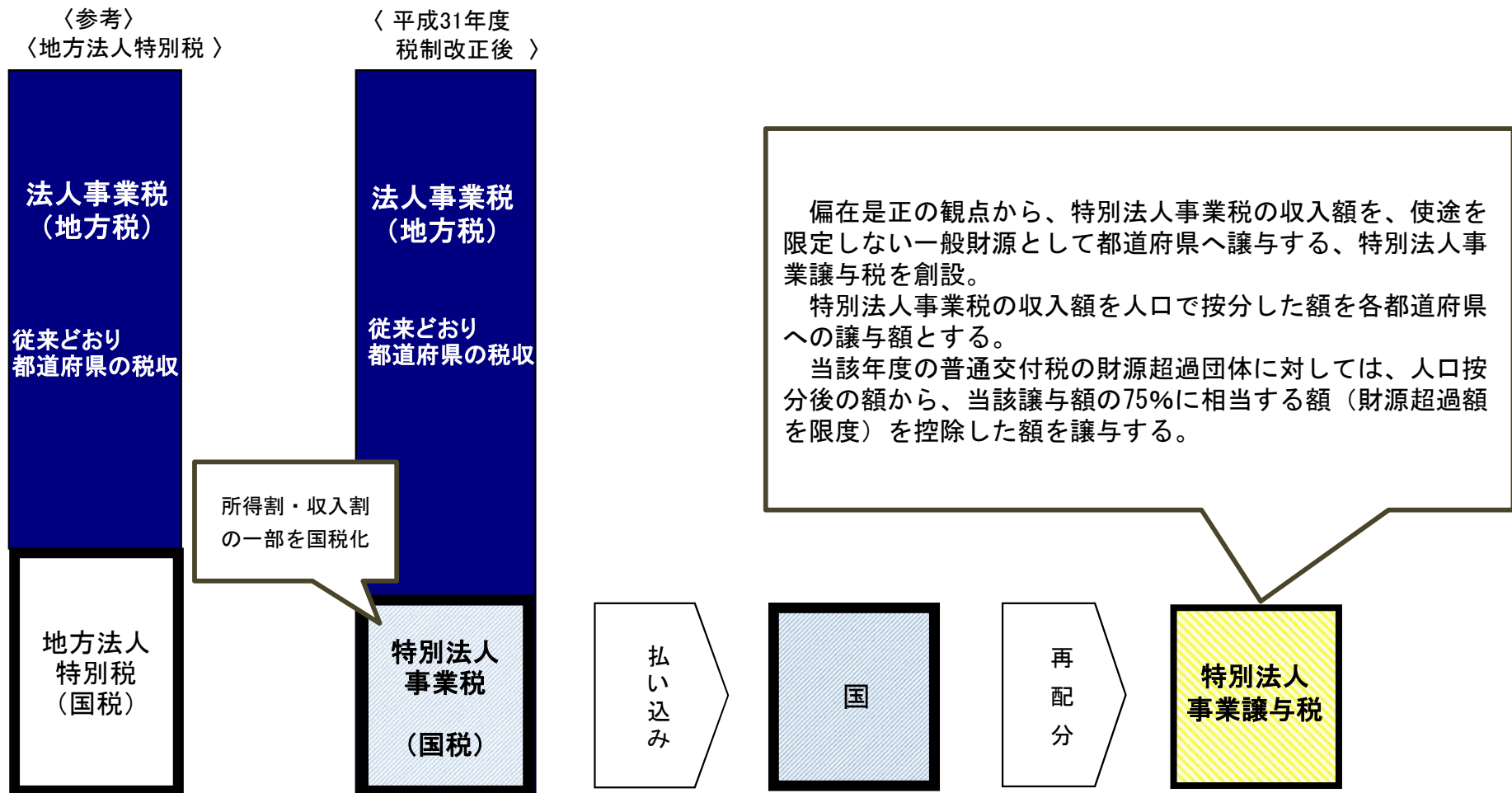
# 地方法人税の創設及び法人住民税法人税割の交付税原資化の概要

消費税率8%及び10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税（国税）の創設及び税率引上げを行い、その税込額を地方交付税原資化



# 「特別法人事業税」「特別法人事業譲与税」のイメージ

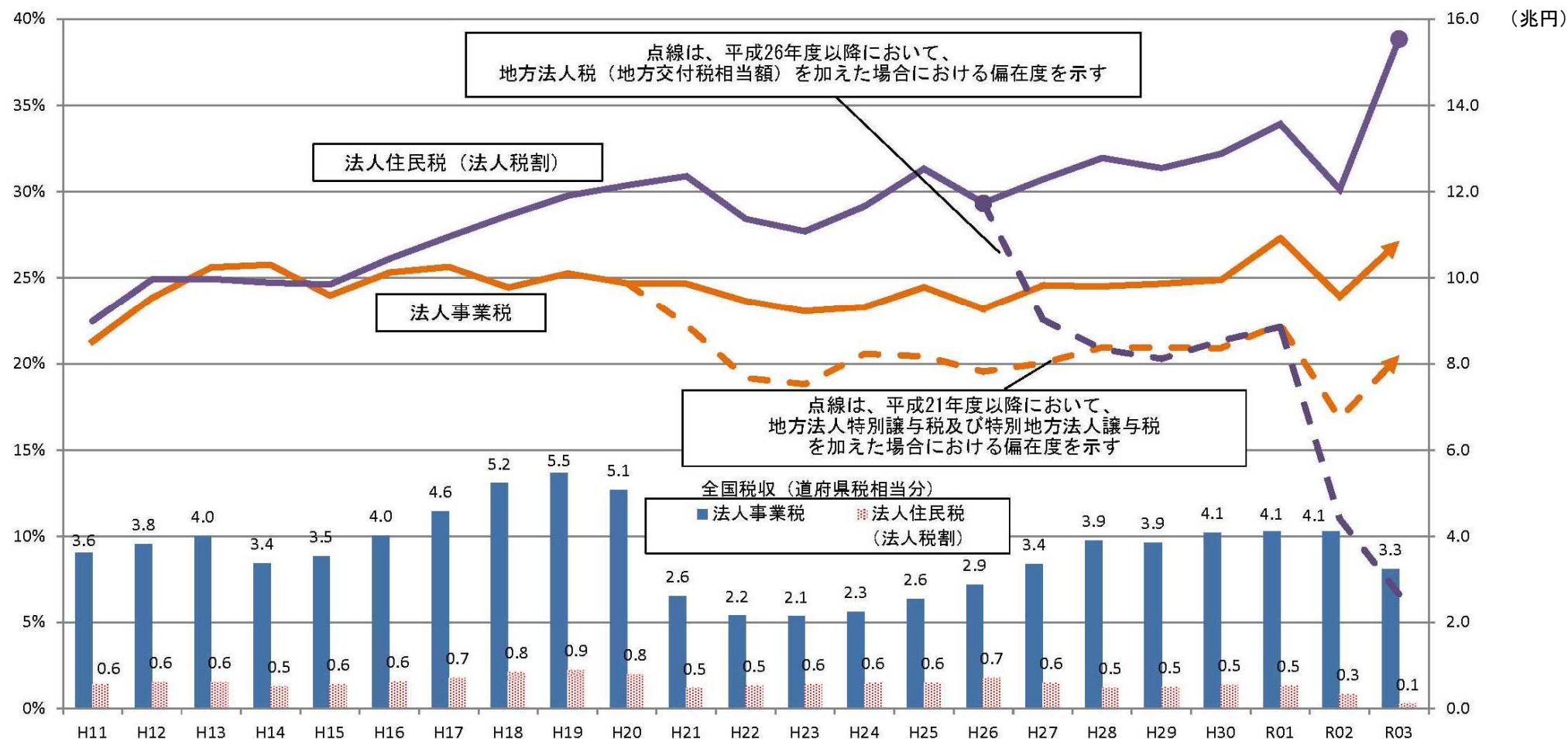
- 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用（特別法人事業譲与税は、令和2年度から各都道府県に譲与）。
- 令和2年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を、特別法人事業譲与税の収入額とみなす等の所要の措置を講じる。
- 都への影響額は、令和3年度当初予算ベースで▲3,508億円である。



注1 令和3年度東京都予算案等より作成。  
注2 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

# 法人事業税・法人住民税の偏在度（東京都シェア）の推移

■「偏在是正措置」による令和3年度の東京都の予算への影響額は、仮に税制改正が無かった場合と比較して、▲7,608億円である。



注1 総務省「地方税に関する参考計数資料」、同「地方団体の歳入歳出総額の見込額」及び財務省「租税及び印紙収入決算額調」等より作成。  
 注2 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。  
 注3 税収は、超過課税分を含まない。また、法人住民税（法人税割）は、道府県税相当分である。  
 注4 地方法人税は、地方交付税相当額をシェアに反映させるため、道府県税相当分を1.8%/4.4%（令和2年度以降は4.0%/10.3%）として全国の税収に加算し、東京都の税収には加算していない。（実際は、令和元年10月1日以後開始の事業年度より、地方法人税の税率が4.4%から10.3%になることに伴い、道府県税相当分は4.0%/10.3%に変わったが、令和元年度中の税収に対する改正の影響は極めて小さいと考えられるため、令和元年度は道府県税相当分を1.8%/4.4%として全国の税収に加算している。）  
 注5 全国の法人事業税、地方法人特別譲与税及び法人住民税（法人税割）の税収は、平成30年度までは決算額、令和元年度以降は地方財政計画による。また、地方法人税収は、平成30年度までは決算額、令和元年度からは当初予算額による。  
 注6 東京都の税収は、令和元年度までは決算額、令和2年度は補正後予算額、令和3年度は当初予算額による。

## 過去の答申（税源の偏在是正）

### 税源の偏在是正（平成30年度答申）

- 平成28年度税制改正で、消費税率（国・地方）の引上げ及び地方法人税率の引上げに合わせて、地方法人特別税・同譲与税の廃止、法人事業税への復元が決定されたことに鑑みれば、10年に及ぶ一連の暫定的な偏在是正措置は、これをもって終結したとみるのが妥当
- 法人が受けた行政サービスに応じて負担する地方税を財政調整の手段として国税化し、応益関係のない地方に配分することは、受益と負担という地方税の重要な原則に反する
- 国の偏在是正措置は、地方税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為に他ならず、そのような偏在是正措置を新たに行うべきではない

# 法人事業税における分割基準の改正経緯

	非製造業		製造業	鉄道業 軌道業	ガス供給業 倉庫業	電気供給業		
	銀行業 保険業 証券業					発電事業	送配電 事業	小売電気 事業
昭和26年度	従業者の数			1/2を固定資産の価額・1/2を従業者の数				
昭和29年度	↓	1/2を従業者の 数・1/2を事務所 等の数	↓	軌道の延長キ ロメートル数	固定資産の価額のみ			
昭和37年度	↓	↓	資本金1億円以上 の法人の本社管理 部門の従業者数に ついては1/2	↓	↓	↓	↓	↓
昭和42年度	各月の末日現在の従業員数の合計額を期末 現在における従業員の数とした			↓	↓	↓	↓	↓
昭和45年度	資本金1億円以上の法人の本社管理部門の従 業者数については1/2			↓	↓	↓	↓	↓
昭和47年度	↓	↓	↓	↓	1/2を発電所の固定資産の価額 ・1/2を事務所等の固定資産の価額			
昭和57年度	↓	↓	↓	↓	3/4を発電所の固定資産の価額 ・1/4を事務所等の固定資産の価額			
平成元年度	↓	※証券業追加	資本金1億円以上 の法人の工場の従 業者数については 1.5倍	↓	↓	↓	↓	↓
平成17年度	1/2を事務所等の数・1/2を従業者の数 ※本社管理部門従業者数1/2措置は廃 止		※本社管理部門の 従業者数1/2措置は 廃止	↓	↓	↓	↓	↓
平成29年度	↓	↓	↓	↓	↓	3/4を発電所に接続 する電線の送電 容量・1/4を事務 所等の固定資産の 価額	↓	1/2を事務所等の数 ・1/2を従業者の数

注1 東京都主税局作成。

2 平成29年度の電気供給業に係る改正に伴い、昭和57年度の見直しの際に設けられた経過措置を廃止。



## 過去の答申（分割基準のあり方）

### 分割基準のあり方（平成30年度答申）

- 法人の事業活動規模を最も的確に表す指標は付加価値。付加価値の中で最大の割合を占める人件費を用いることは合理性がある。従業者の数は人件費の代替指標であり簡便な基準
- 財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と法人の事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせる



## 減資企業の増加

- 近年、資本金を減資する大企業が増加している。資本金を1億円以下とすることで法人税法上は中小企業とみなされ、法人税率の引き下げや法人事業税の外形標準課税の免除等の税制優遇措置の対象となる。
- 減資企業は、コロナ禍において特に売上が減少した飲食業・旅行業・その他サービス業等に多い。

【資料1】 資本金1億円以下に減資した企業 産業別 (社)

	2020年3月末時点		2021年3月末時点		
	社数	構成比	社数	構成比	前年比
農・林・漁・鉱業	6	0.84%	7	0.70%	16.67%
建設業	22	3.08%	36	3.61%	63.64%
製造業	146	20.42%	191	19.16%	30.82%
卸売業	80	11.19%	101	10.13%	26.25%
小売業	70	9.79%	70	7.02%	0.00%
金融・保険業	29	4.06%	45	4.51%	55.17%
不動産業	53	7.41%	68	6.82%	28.30%
運輸業	23	3.22%	25	2.51%	8.70%
情報通信業	126	17.62%	182	18.25%	44.44%
サービス業他	160	22.38%	272	27.28%	70.00%
合計	715	100%	997	100%	39.44%

【資料2】 資本金1億円以下に減資した企業の損益別 (内側が20年、外側が21年)



注 資料1及び資料2は、東京商工リサーチ『「減資企業」動向調査』(2021年6月9日)より引用。

## 過去の答申（法人事業税の外形標準課税）

### 法人事業税の外形標準課税（平成30年度答申）

- 外形標準課税の適用基準については、今後も引き続き、中小法人の負担に十分に配慮しつつ、近年の法人の事業活動形態の変化も踏まえ、法人の規模及び活動実態等を的確に表すものとして、資本金以外の指標も組み合わせることなどを検討するべき

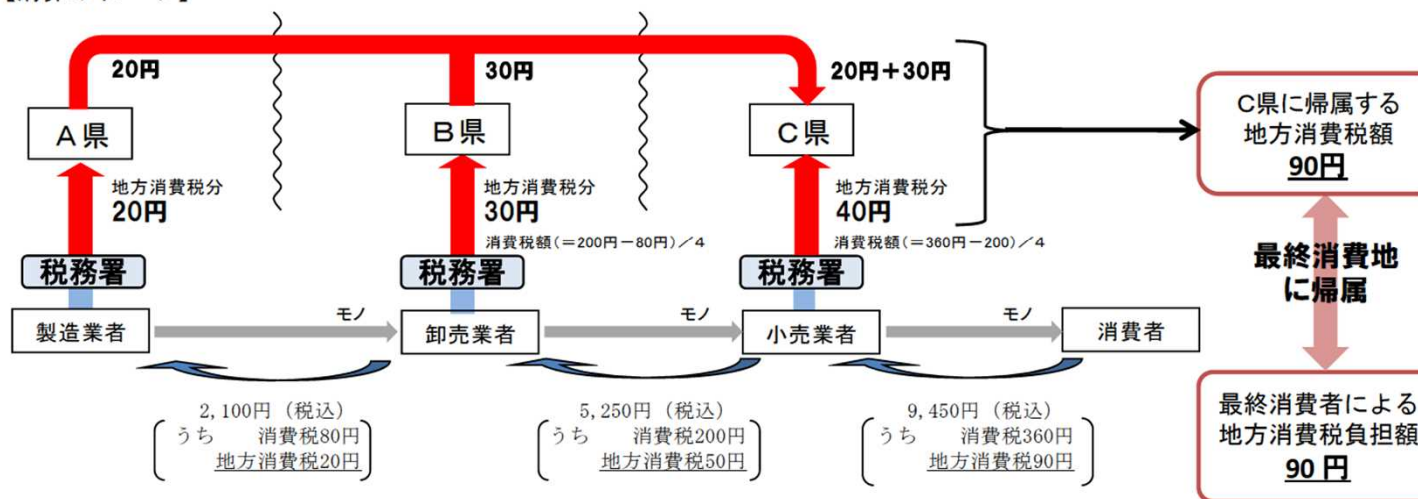
# 地方消費税の諸課題

## 地方消費税の概要

1. 課税主体	都道府県	
2. 税率	～令和元年9月： 63分の17（消費税率換算 1.7%）	国の消費税とあわせて8%
	令和元年10月～： 78分の22（消費税率換算 2.2%）	10%
	<軽減税率対象> 78分の22（消費税率換算 1.76%）	軽減税率8%
3. 清算	国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算	
	指標	ウェイト
	(1)「小売年間販売額(商業統計)」と (2)「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額	50%(1/2)
	(3)「人口(国勢調査)」	50%(1/2)

地方消費税の清算は、最終消費地と税収の最終的な帰属地(ともに下記C県)とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税収を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて「清算」しているもの。

【清算のイメージ】



注 総務省ホームページより抜粋。

## 過去の答申（消費課税）

### 消費課税（平成29年度答申）

- 地方消費税は、世代間の負担の公平を確保でき、地域間の偏在性が小さく、税収が安定的で、地方自治体の運営を支える自主財源としてふさわしい税
- 地方自治体が行政サービスを十分にかつ継続的に提供していくことができるよう、地方消費税の充実を図っていくことが不可欠

### （清算基準の制度趣旨を踏まえた精緻化）

- 地方消費税の税収の帰属を決定する清算基準は、地方消費税に対する信頼を高めていく上で極めて重要なもの。清算基準の制度本来の趣旨は、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させることであり、清算基準の精緻化に向けて、統計で把握できる範囲と統計の比率を合わせて高めていくべき

### （軽減税率制度の課題）

- 消費税率（国・地方）引上げにあたっては、低所得者ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとされている。（中略）軽減税率の対象になるものとならないものとの線引きは複雑で分かりにくく、国民が納得できる簡潔かつ明快な基準とは必ずしもなっていない。軽減税率制度を導入する際には、国民や事業者の間で混乱がなく、適正公平な課税がなされるよう、国は万全の措置を講ずるべきである。
- 軽減税率は、高所得者もその恩恵を受けるため所得再分配効果が小さく、低所得者対策としては不十分であるとの問題点が指摘されている。税率引上げによる低所得者の税負担を軽減し、所得に対する逆進性を緩和するには、給付付き税額控除の導入も一つの選択肢である。

# 財源調整措置等による影響額

## 【地方交付税の不交付等を理由とする財源調整】

(単位：億円)

区 分	影響額	内 容
地方揮発油譲与税	△ 36	交付団体方式で算定した額の2/3を控除
国有提供施設等所在市町村助成交付金	△ 0.8	交付団体方式で算定した額の7/10を控除
そ の 他	△ 10	補助率に財政力指数の逆数を乗じるなど、補助率の割り落とし
合 計	△ 47	

(注) 影響額は、令和3年度当初予算ベースです。

なお、特別法人事業譲与税に係る地方交付税の不交付を理由とする財源調整額については、【地方法人課税の「偏在是正措置」】において記載しています。

## 【事実上の財源調整措置となっている法人事業税の見直し（分割基準の改正）】

(単位：億円)

区 分	影響額	内 容
分割基準の改正による影響額	△ 1,613	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス産業等について、課税標準の1/2を事務所数、1/2を従業者数により関係都道府県に分割</li> <li>資本金1億円以上の製造業について、工場の従業者数を1.5倍で算定</li> </ul>

(注) 影響額はこれまでの改正によるもので、令和3年度当初予算ベースです。

## 【地方法人課税の「偏在是正措置」】

(1) 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の創設

(単位：億円)

区 分	影響額	内 容
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の創設に伴う影響額	△ 3,508	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税として国税化 * 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用</li> <li>特別法人事業税の税収を人口を基準に按分して、都道府県に特別法人事業譲与税として譲与 * 不交付団体に対しては、財源超過額を上限として譲与額の75/100を控除（影響額：△1,245億円） * 令和2年度から譲与</li> </ul>

(注) 影響額は、令和3年度当初予算ベースです。

(2) 法人住民税の一部地方交付税原資化

(単位：億円)

区 分	影響額	内 容
法人住民税の一部地方交付税原資化による影響額	△ 4,036	法人住民税法人税制の一部を地方法人税として国税化し、地方交付税原資化 * 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

(注) 影響額は、令和3年度当初予算ベースです。

## 【地方消費税の清算基準の見直し】

(単位：億円)

区 分	影響額	内 容
清算基準の見直しによる影響額	△ 1,309	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算基準に使用する統計データから、百貨店や建物売買業などを除外</li> <li>統計の割合を75%から50%に変更</li> <li>統計カバー外の代替指標（50%）について、従業者数を廃止し、人口に一本化 * 平成30年4月1日以後の清算に適用</li> </ul>

(注) 影響額は、令和3年度当初予算ベースです。

# 「ふるさと納税」に係る控除の適用状況の推移（個人住民税）

（単位：千円）

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		（参考）令和3年度				
	控除額	割合	控除額	割合	控除額	割合	控除額	割合	控除額	割合	特例制度適用分		うち申告特例控除額		
											控除額	割合	控除額	割合	
北海道	4,093,139	2.3%	5,728,843	2.3%	7,968,281	2.4%	8,324,782	2.5%	11,114,441	2.6%	10,673,832	2.6%	3,940,492	2.6%	北海道
青森県	464,834	0.3%	1,061,483	0.4%	857,022	0.3%	942,461	0.3%	1,269,820	0.3%	1,202,497	0.3%	436,408	0.3%	青森県
岩手県	534,039	0.3%	693,469	0.3%	881,224	0.3%	942,415	0.3%	1,259,705	0.3%	1,188,620	0.3%	434,695	0.3%	岩手県
宮城県	1,918,290	1.1%	2,555,728	1.0%	3,381,723	1.0%	3,581,138	1.1%	4,825,772	1.1%	4,566,395	1.1%	1,762,656	1.1%	宮城県
秋田県	349,667	0.2%	462,127	0.2%	623,224	0.2%	679,882	0.2%	810,114	0.2%	782,262	0.2%	278,419	0.2%	秋田県
山形県	552,681	0.3%	732,700	0.3%	945,400	0.3%	1,031,450	0.3%	1,380,524	0.3%	1,302,781	0.3%	439,366	0.3%	山形県
福島県	983,657	0.6%	1,327,836	0.5%	1,690,234	0.5%	1,767,710	0.5%	2,350,121	0.5%	2,265,438	0.5%	764,930	0.5%	福島県
茨城県	2,408,013	1.4%	3,312,852	1.4%	4,458,272	1.4%	4,792,111	1.4%	6,275,126	1.5%	6,119,375	1.5%	2,443,930	1.6%	茨城県
栃木県	1,541,317	0.9%	2,108,255	0.9%	2,892,152	0.9%	3,091,943	0.9%	3,965,496	0.9%	3,872,437	0.9%	1,478,038	1.0%	栃木県
群馬県	1,711,395	1.0%	2,291,902	0.9%	3,003,998	0.9%	3,130,571	0.9%	3,961,494	0.9%	3,865,628	0.9%	1,636,693	1.1%	群馬県
埼玉県	9,573,155	5.4%	13,121,412	5.4%	17,832,509	5.5%	18,424,873	5.4%	23,975,515	5.6%	23,268,232	5.6%	9,852,196	6.4%	埼玉県
千葉県	9,840,777	5.5%	13,275,524	5.4%	17,510,108	5.4%	19,711,326	5.8%	23,783,740	5.5%	23,425,029	5.7%	9,277,134	6.0%	千葉県
東京都	47,579,912	26.7%	64,576,112	26.4%	86,783,071	26.6%	85,925,982	25.3%	107,914,773	25.0%	99,365,150	24.1%	34,384,341	22.4%	東京都
神奈川県	18,702,138	10.5%	25,720,880	10.5%	34,196,863	10.5%	36,471,291	10.8%	45,341,709	10.5%	43,493,381	10.5%	16,069,809	10.5%	神奈川県
新潟県	1,208,870	0.7%	1,676,045	0.7%	2,185,035	0.7%	2,296,328	0.6%	2,906,328	0.7%	2,784,566	0.7%	1,037,004	0.7%	新潟県
富山県	579,258	0.3%	811,836	0.3%	1,154,768	0.4%	1,295,845	0.4%	1,729,790	0.4%	1,669,597	0.4%	636,583	0.4%	富山県
石川県	869,949	0.5%	1,264,852	0.5%	1,712,543	0.5%	1,957,787	0.6%	2,616,697	0.6%	2,523,142	0.6%	920,241	0.6%	石川県
福井県	470,095	0.3%	654,172	0.3%	884,590	0.3%	994,433	0.3%	1,358,587	0.3%	1,319,310	0.3%	487,628	0.3%	福井県
山梨県	634,999	0.4%	908,574	0.4%	1,241,080	0.4%	1,348,201	0.4%	1,698,154	0.4%	1,615,508	0.4%	579,165	0.4%	山梨県
長野県	1,401,295	0.8%	1,847,416	0.8%	2,586,062	0.8%	2,634,633	0.8%	3,453,702	0.8%	3,327,265	0.8%	1,151,353	0.7%	長野県
岐阜県	2,175,525	1.2%	2,866,684	1.2%	3,805,817	1.2%	4,127,321	1.2%	5,272,690	1.2%	5,160,090	1.3%	1,794,455	1.2%	岐阜県
静岡県	3,556,422	2.0%	4,844,344	2.0%	6,370,485	2.0%	6,673,863	2.0%	8,618,241	2.0%	8,367,764	2.0%	3,423,767	2.2%	静岡県
愛知県	12,978,805	7.3%	17,960,538	7.3%	24,311,288	7.4%	25,770,908	7.6%	32,408,727	7.5%	31,368,988	7.6%	12,363,462	8.1%	愛知県
三重県	1,887,608	1.1%	2,605,715	1.1%	3,473,179	1.1%	3,663,247	1.1%	4,744,212	1.1%	4,540,143	1.1%	1,797,855	1.2%	三重県
滋賀県	1,822,775	1.0%	2,459,098	1.0%	3,330,112	1.0%	3,552,014	1.0%	4,486,497	1.0%	4,375,004	1.1%	1,835,062	1.2%	滋賀県
京都府	4,005,541	2.2%	5,554,087	2.3%	7,227,207	2.2%	7,655,756	2.3%	9,482,356	2.2%	9,083,855	2.2%	3,269,759	2.1%	京都府
大阪府	15,191,775	8.5%	21,191,845	8.7%	28,207,725	8.6%	28,690,313	8.5%	36,151,720	8.4%	35,444,475	8.6%	13,963,297	9.1%	大阪府
兵庫県	9,464,691	5.3%	13,014,340	5.3%	17,237,576	5.3%	17,252,418	5.1%	21,433,244	5.1%	20,888,299	5.1%	7,812,300	5.1%	兵庫県
奈良県	2,111,008	1.2%	2,844,481	1.2%	3,688,715	1.1%	3,793,991	1.1%	4,747,739	1.1%	4,673,367	1.1%	1,708,382	1.1%	奈良県
和歌山県	821,762	0.5%	1,125,584	0.5%	1,504,671	0.5%	1,641,995	0.5%	2,021,033	0.5%	1,993,400	0.5%	702,875	0.5%	和歌山県
鳥取県	301,878	0.2%	407,088	0.2%	529,200	0.2%	583,640	0.2%	747,826	0.2%	724,385	0.2%	247,510	0.2%	鳥取県
島根県	297,651	0.2%	418,824	0.2%	501,280	0.2%	605,941	0.2%	824,965	0.2%	781,176	0.2%	250,082	0.2%	島根県
岡山県	1,717,332	1.0%	2,277,804	0.9%	2,998,792	0.9%	3,321,809	1.0%	4,310,448	1.0%	4,084,679	1.0%	1,465,863	1.0%	岡山県
広島県	2,757,192	1.5%	3,727,374	1.5%	5,061,775	1.6%	5,403,523	1.6%	7,541,921	1.7%	7,210,575	1.7%	2,428,193	1.6%	広島県
山口県	910,813	0.5%	1,232,314	0.5%	1,641,684	0.5%	1,790,041	0.5%	2,415,778	0.6%	2,345,720	0.6%	878,255	0.6%	山口県
徳島県	545,745	0.3%	762,935	0.3%	1,005,762	0.3%	1,035,281	0.3%	1,314,635	0.3%	1,268,181	0.3%	419,400	0.3%	徳島県
香川県	841,572	0.5%	1,124,246	0.5%	1,504,747	0.5%	1,617,423	0.5%	2,152,904	0.5%	2,083,212	0.5%	775,820	0.5%	香川県
愛媛県	933,087	0.5%	1,318,375	0.5%	1,689,005	0.5%	1,769,785	0.5%	2,328,260	0.5%	2,234,170	0.5%	764,140	0.5%	愛媛県
高知県	352,540	0.2%	475,157	0.2%	652,936	0.2%	699,519	0.2%	929,319	0.2%	892,130	0.2%	303,661	0.2%	高知県
福岡県	5,329,343	3.0%	7,515,187	3.1%	9,966,532	3.1%	10,380,966	3.1%	13,682,744	3.2%	13,327,489	3.2%	4,883,339	3.2%	福岡県
佐賀県	520,896	0.3%	716,928	0.3%	928,206	0.3%	1,005,010	0.3%	1,341,510	0.3%	1,293,858	0.3%	430,145	0.3%	佐賀県
長崎県	806,661	0.5%	1,130,023	0.5%	1,354,925	0.4%	1,500,455	0.4%	2,006,967	0.5%	1,917,951	0.5%	692,173	0.5%	長崎県
熊本県	825,470	0.5%	1,303,520	0.5%	1,704,071	0.5%	1,818,685	0.5%	2,655,417	0.6%	2,571,239	0.6%	883,128	0.6%	熊本県
大分県	654,254	0.4%	879,095	0.4%	1,185,540	0.4%	1,286,283	0.4%	1,736,043	0.4%	1,706,987	0.4%	583,255	0.4%	大分県
宮崎県	547,891	0.3%	772,291	0.3%	1,009,141	0.3%	1,102,849	0.3%	1,504,090	0.3%	1,461,267	0.4%	493,227	0.3%	宮崎県
鹿児島県	829,655	0.5%	1,141,047	0.5%	1,511,231	0.5%	1,664,559	0.5%	2,282,065	0.5%	2,190,004	0.5%	696,162	0.5%	鹿児島県
沖縄県	710,963	0.4%	973,345	0.4%	1,288,146	0.4%	1,452,179	0.4%	2,008,753	0.5%	1,916,566	0.5%	668,271	0.4%	沖縄県
全国	178,316,332	100.0%	244,774,288	100.0%	326,477,907	100.0%	339,100,261	100.0%	431,141,714	100.0%	412,535,418	100.0%	153,544,908	100.0%	全国

注1 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」関連資料をもとに作成。

2 各年度、控除額が最も多い都道府県は網掛け、最も少ない都道府県は白抜きで表示している。

3 数値は、それぞれ前年の1月から12月までにされた寄附のうち個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金について、「都道府県・市区町村に対する寄附金」にかかる控除額を取りまとめたもの。ただし、令和3年度の数値は、「市町村税課税状況等の調」の調査票をもとに寄附金税額控除に係る数値について事前に調査し、取りまとめたもの。（令和3年6月1日時点）

4 「特例制度適用分」の欄は、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金にかかる寄附金税額控除額である。また、「うち申告特例控除額」の欄は、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金にかかる申告特例控除額である。

5 端数処理の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある。



## 「ふるさと納税」による控除額（地方団体別）

○地方団体別の寄附者数、寄附金額及び控除額について控除額の多い団体（20団体）は下記のとおり。

令和3年度(道府県民税)

(単位：千円、人)

団体名	控除額	人数	寄附金額
東京都	43,171,985	1,116,479	150,224,034
大阪府	11,516,279	495,268	48,418,547
神奈川県	11,238,476	558,845	59,985,017
愛知県	10,311,255	413,520	44,003,994
千葉県	8,629,871	308,009	31,407,118
埼玉県	8,237,775	335,856	31,242,586
兵庫県	7,266,928	282,912	28,875,631
福岡県	3,696,610	192,082	21,661,600
北海道	3,159,193	168,909	15,610,782
静岡県	2,622,898	122,231	11,350,067
京都府	2,548,574	126,067	13,190,621
茨城県	2,510,065	89,098	8,229,146
広島県	2,199,269	101,149	10,497,204
岐阜県	2,109,064	76,194	7,295,741
奈良県	1,899,041	64,521	6,586,999
三重県	1,897,694	68,088	6,312,632
滋賀県	1,794,603	65,445	5,865,326
栃木県	1,585,929	52,570	5,386,656
群馬県	1,584,564	54,186	5,440,085
長野県	1,381,503	50,450	4,767,107

令和3年度(市町村民税)

(単位：千円、人)

団体名	控除額	人数	寄附金額
東京都 : 特別区	53,087,645	867,721	124,262,821
神奈川県 : 横浜市	17,695,500	260,253	29,526,801
愛知県 : 名古屋市	10,649,079	151,052	19,142,932
大阪府 : 大阪市	9,176,337	156,485	15,604,015
神奈川県 : 川崎市	8,170,681	124,150	12,704,594
埼玉県 : さいたま市	5,405,204	84,122	8,812,039
福岡県 : 福岡市	5,354,217	84,786	12,161,177
兵庫県 : 神戸市	5,225,151	85,785	8,780,002
北海道 : 札幌市	5,135,221	92,946	9,154,175
京都府 : 京都市	4,977,034	77,526	8,888,231
千葉県 : 千葉市	3,531,098	50,040	6,026,779
広島県 : 広島市	3,269,843	54,521	5,608,038
宮城県 : 仙台市	2,852,573	46,437	4,816,787
大阪府 : 堺市	2,579,931	44,514	4,391,468
兵庫県 : 西宮市	1,959,445	36,201	4,458,357
岡山県 : 岡山市	1,906,728	32,563	3,312,573
静岡県 : 浜松市	1,860,590	30,777	3,136,962
福岡県 : 北九州市	1,746,817	30,687	2,988,151
千葉県 : 市川市	1,739,788	36,609	3,839,355
神奈川県 : 相模原市	1,732,384	31,709	2,767,812

注1 「ふるさと納税に関する現況調査結果（税額控除の実績等）」（令和3年7月30日）をもとに作成。

2 計数は、「市町村税課税状況等の調」の調査票をもとに、寄附金税額控除に係る数値について、事前に調査し、とりまとめたものである（令和3年6月1日時点）。

# 「ふるさと納税」による控除額（都内区市町村別）

（単位：千円）

	控除額(市町村民税)			控除額(市町村民税)			控除額(市町村民税)	
	令和2年度	令和3年度		令和2年度	令和3年度		令和2年度	令和3年度
千代田区	1,040,817	1,276,446	八王子市	914,022	1,134,616	羽村市	64,186	83,853
中央区	1,638,512	2,405,340	立川市	390,814	505,962	あきる野市	74,375	95,571
港区	3,323,737	3,898,199	武蔵野市	756,371	976,543	西東京市	454,162	571,534
新宿区	1,958,887	2,557,446	三鷹市	599,508	780,010	瑞穂町	21,799	28,092
文京区	1,635,269	1,982,679	青梅市	120,352	145,615	日の出町	10,826	14,151
台東区	818,799	1,010,623	府中市	570,823	753,612	檜原村	695	792
墨田区	901,794	1,227,461	昭島市	161,467	217,324	奥多摩町	1,554	2,531
江東区	2,575,354	3,286,837	調布市	728,027	937,168	大島町	4,466	6,874
品川区	2,443,487	3,073,576	町田市	884,113	1,120,712	利島村	242	635
目黒区	2,172,377	2,736,960	小金井市	392,352	481,861	新島村	1,665	2,667
大田区	2,571,597	3,198,053	小平市	440,740	551,558	神津島村	1,314	1,815
世田谷区	4,931,196	6,074,376	日野市	381,692	491,823	三宅村	1,553	3,206
渋谷区	2,653,387	3,049,575	東村山市	210,473	271,912	御蔵島村	345	542
中野区	1,170,533	1,558,562	国分寺市	436,066	478,365	八丈町	6,243	7,730
杉並区	2,484,738	3,016,008	国立市	239,801	294,111	青ヶ島村	0	131
豊島区	1,277,742	1,580,871	福生市	60,249	80,770	小笠原村	5,275	8,216
北区	969,863	1,366,371	狛江市	211,435	281,725	<b>区市町村合計</b>	<b>51,564,760</b>	<b>64,742,788</b>
荒川区	633,840	818,121	東大和市	122,233	147,961	東京都	34,361,222	43,171,985
板橋区	1,330,871	1,736,692	清瀬市	109,512	145,256	<b>東京都合計</b>	<b>85,925,982</b>	<b>107,914,773</b>
練馬区	2,295,999	2,588,923	東久留米市	189,148	253,966			
足立区	1,227,005	1,639,061	武蔵村山市	62,392	79,044			
葛飾区	827,388	1,035,625	多摩市	290,191	384,467			
江戸川区	1,508,854	1,969,839	稲城市	252,233	312,419			

注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」（令和2年度・令和3年度）をもとに作成。

注2 控除額の数値は、各年度分の個人住民税の課税対象となる期間（前年1月1日～12月31日）において支出された都道府県、区市町村に対する寄附金のうち、個人住民税の寄附金税額控除が適用された寄附金にかかる控除額であり、「市町村税課税状況等の調」の調査票をもとに事前に調査し取りまとめたもの。

令和2年度の数値は令和2年6月1日時点、令和3年度の数値は令和3年6月1日時点のもの。

注3 「東京都」の控除額は、道府県民税にかかるもの。

注4 各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

## 過去の答申（ふるさと納税）

### ふるさと納税（令和元年度答申）

○ 「ふるさと納税」は、寄附者の年収が高いほど、所得税と個人住民税から控除される年間上限額が高くなる仕組みとなっている。高所得者ほど多くの返礼品を受け取ることができ、事実上の節税対策ともされているこの制度は、垂直的公平の観点で大きな問題がある。

○ 「ふるさと納税」を受けた地方自治体では当該寄附の全額が歳入となるのに対し、寄附を行った者が住所を置く地方自治体が一交付団体の場合は控除額全額が減収となり、交付団体の場合は控除額の75%が地方交付税で補てんされる。すなわち「ふるさと納税」は、主に一交付団体の税収と交付団体が受けるべき地方交付税を減少させることにより、寄附を受けた地方自治体の歳入を増加させる制度であると言える。

○ そもそも個人住民税は地域社会の費用を住民が広く負担する税であり、居住地でない地方自治体への寄附により、居住地である地方自治体から税額控除を受ける「ふるさと納税」は、受益と負担との関係を歪める制度である。「ふるさと納税」は抜本的に見直し、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべきである。

○ さらに、地方自治体が自らの財源と責任に基づき自律的な行財政運営を行うという観点からは、国が全国一律の制度として「ふるさと納税」を定めるのではなく、各地方自治体が税額控除を行うか否かを独自に決定できる制度とすることが考えられる。

## 個人事業税の法定業種

個人事業税は、個人が営む事業のうち、地方税法等で定められた事業（法定事業）に対してかかる税金であり、現在、法定業種は70の業種がある。

区分	税率	事業の種類			
第1種事業 (37業種)	5%	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業
		保険業	船舶定係場業	飲食店業	商品取引業
		金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業
		物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業
		不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業
		製造業	印刷業	問屋業	案内業
		電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業
		土石採取業	写真業	公衆浴場業（むし風呂等）	－
		電気通信事業	席貸業	演劇興行業	－
		運送業	旅館業	遊技場業	－
第2種事業 (3業種)	4%	畜産業	水産業	薪炭製造業	－
第3種事業 (30業種)	5%	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業（銭湯）
		歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業
		薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業
		獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業
		弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業
		司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業
		行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業
3%	あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復 その他の医業に類する事業			装蹄師業	

## 平成29年度答申以降の状況

○ 答申で提言された「課税対象事業を限定列挙する現行の方式の見直し又は法定業種の速やかな追加を行うべき」ことについては、国への要望を続けているが、進展はない。

○ 事業形態が多様化する中で、業種間のアンバランスは拡大している。

(例)

●新たに生じた業種と従来の法定業種とでアンバランスが生じるケース

⇒ YouTuberに代表されるネットを活用した事業 等

●事業形態の多様化により法定業種においてもアンバランスが生じるケース

⇒ 駐車場業と不動産貸付業 等

○ コロナ禍におけるビジネスや働き方の多様化も相まって、個人事業のあり方自体の変化が加速している。

(関連動向)

●「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(令和3年3月26日 内閣官房ほか)」

●企業が社員のフリーランス化を導入

●東京国税局がデリバリー配達員の事業所得課税に照準(報道)

○ 以上、事業税の対象である「事業性」について、法と実態との歪みの拡大が懸念される。

## 過去の答申（個人事業税）

### 個人事業税（平成29年度答申）

○ 個人事業税の課税対象事業については、地方税法及び同法施行令に70業種が限定列挙されている。近年は事業形態が著しく多様化しているが、平成19年度の改正以後、法定業種の見直しは行われていない。そのため、事業税の対象である事業性が認められるにも関わらず、法定業種に該当しないことから課税されない業種がある。また、個人の就業形態が多様化・複雑化する中で、課税対象事業の認定が困難な場合があり、都道府県間でその判断が異なるケースもある。

○ 個人事業税における課税の公平性と納税者の税に対する信頼を確保するために、課税対象事業を限定列挙する現行の方式の見直し又は法定業種の速やかな追加を行うべきである。

## 過去の答申（課税自主権）

### 課税自主権（平成29年度答申）

#### （課税自主権を活用した政策支援のあり方）

○ 課税自主権は、一般的な財政需要の確保のほか特定の政策目的の実現や特定の行為の抑制・促進の手段として活用され、税負担を加重するものと軽減するものに区別される。手法については、標準税率を上回る超過税率の設定や標準税率を下回る税率の設定といった税率の変更、法定外普通税や法定外目的税の創設、減免、課税免除、不均一課税、法定任意税が存在する。

#### （目指すべき地方税制の姿）

○ 今年、地方自治法は施行から70年目を迎えた。「民主主義の学校」とも例えられる地方自治であるが、これまで述べてきたように、地方分権や税制などの改革は不十分であり道半ばと言える。地方自治とは、住民の意思を尊重し、地方自治体が自らの財源と責任に基づいて自主的・自立的な行財政運営を行うことにより初めて実現できるものである。

○ 地方自治体は、住民に身近な行政主体として、ニーズを的確に把握し、地域の実情に応じた行政サービスを提供してきた。少子・高齢化、人口減少の進行に伴い、地方自治体には一層の役割が求められる。地方自治体がその役割を適切に果たしていく上では、地方税財源の拡充とともに課税自主権の活用を図るなど、安定的、持続的な財政基盤の構築が不可欠である。